

(案)

電子計算機の賃貸借および
ソフトウェアの提供に関する契約書

電子計算機の賃貸借およびソフトウェアの提供に関する契約書

木津川市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
と（以下「丙」という。）とは、丙所有の電子計算機および
関連機器（以下「機器」という。）の賃貸借およびソフトウェアの提供に関し、乙が責任を
もって丙をして賃貸ならびに提供させることについて、次のとおり契約を締結する。

I. 電子計算機の賃貸借

1. 物 品 名 : 木津川市立小中学校 I C T 情報教育推進機器整備事業
(明細は別紙機器数量明細表のとおり)
2. 機器の賃貸借料 : Ⅲに記載のとおり
3. 機器の設置場所 :

木津川市木津町内垣外 95 番地	木津小学校
木津川市相楽清水 1 番地	相楽小学校
木津川市兜台 4 丁目 4 番地 1	高の原小学校
木津川市相楽台 5 丁目 17 番地 1	相楽台小学校
木津川市木津川台 2 丁目 4 番地	木津川台小学校
木津川市梅美台四丁目 2 6 番地	梅美台小学校
木津川市州見台一丁目 3 2 番地	州見台小学校
木津川市城山台六丁目 1 番地 1	城山台小学校
木津川市加茂町里西上田 1 1 番地 1	加茂小学校
木津川市加茂町例幣中切 31・32 番地	恭仁小学校
木津川市南加茂台 1 2 丁目 1 1 番地	南加茂台小学校
木津川市山城町上狛学校 1 番地	上狛小学校
木津川市山城町綺田局塚 14 番地	棚倉小学校
木津川市相楽高下 4 番地 8	木津中学校
木津川市兜台 6 丁目 1 番地	木津第二中学校
木津川市州見台四丁目 2 6 番地	木津南中学校
木津川市加茂町大野烏田 75 番地	泉川中学校
木津川市山城町椿井柳田 33 番地	山城中学校

II. ソフトウェアの提供

1. ソフトウェア名及び数量 : 一
2. ソフトウェアの提供料 : Ⅲに記載のとおり

Ⅲ. 月額料金の取引金額

1. 機器の賃貸借料(月額)	円
2. ソフトウェアの提供料(月額)	円
3. 月額料金	円
4. 消費税額及び地方消費税額(月額)	円
5. 月額料金の取引金額	円

Ⅳ. 賃貸借期間 : 令和 4年 3月 1日から
令和 9年 2月 28日まで

契約条項

第1章 総則

(契約の趣旨)

第1条 甲に対する機器の賃貸借およびソフトウェアの提供に関する契約の内容については、この契約条項による。

- 2 前項にかかわらず、頭書に機器賃貸料の記載がない場合は、機器の賃貸借に関するこの契約の各条項は適用されないものとし、ソフトウェア提供料の記載がない場合は、ソフトウェアの提供に関する契約の各条項は適用されないものとする。
- 3 乙は、丙をして、この契約に基づく乙の債務を履行させるものとし、もし、丙が債務を履行しない場合は、乙が当該債務を履行する。

第2章 機器の賃貸借

(機器の引渡)

第2条 甲は、機器の納入を受けたのち、引渡が完了したことを確認する丙所定の「引渡完了通知書」を丙に提出する。

- 2 甲は、納入時期までに設置場所において機器の受入準備を完了する。
- 3 機器の納入および調整等に要する費用は、乙の負担とする。

(丙の所有権表示)

第3条 丙は、機器に丙の所有に属する旨の表示を行う。

- 2 甲は、前項の表示を汚染したり、取外してはならない。

(機器の保守)

第4条 引渡し後の機器の保守については、甲の負担とする。ただし、機器の保守について、あらかじめ定めがある場合は、その定めによるものとする。

(補給品)

第5条 甲が機器に使用するフレキシブルディスクカートリッジ、プリンタ用インクリボンその他の補給品は、機器製造会社所定の標準仕様に適合するものとする。

- 2 前項に規定する規格品以外のものを使用した場合に生じた機器の事故については、甲の責任とする。

(他の機械器具の取付、機器の改造、移転)

第6条 甲は、次に定める事項については、あらかじめ丙の文書による承諾を必要とする。

- (1) 機器に他の機械器具を取付ける場合
- (2) 機器を改造する場合
- (3) 機器を頭書記載の設置場所から移転する場合

- 2 前項の場合に要する費用は、いずれも甲の負担とする。

(乙および丙の責任制限)

第7条 乙および丙は、プログラムに起因する機器の動作停止、故障、事故等によって甲に生じた損害については、一切の責任を負わない。

(保 険)

第8条 丙は、機器に動産総合保険を付保し、その保険料は丙が負担する。

(機器の引取)

第9条 この契約が解約されたときは、乙および丙は解約された機器をすみやかに引き取る。

- 2 甲は、機器の引取が完了するまで、善良なる管理者の注意をもって機器を管理しなければならない。
- 3 機器の引取時の解体、荷造りおよび丙指定場所までの運送に要する費用は、甲の負担とする。
- 4 機器引取後の設置場所の修復費用は、甲の負担とする。

第3章 ソフトウェアの提供

(ソフトウェアの定義)

第10条 この契約でソフトウェアとは、甲が、著作権者等適法な権原を有する者との間でソフトウェアの使用許諾契約を締結することを前提に、丙から提供されるものをい、記録媒体、パッケージおよび取扱説明書等を含む。

(ソフトウェアの検収)

第11条 甲は、ソフトウェアの納入を受けたのち、検収が完了したことを確認する丙所定の「検収完了通知書」を丙に提出する。

- 2 ソフトウェアの納入および調整等に要する費用は、乙の負担とする。

(ソフトウェアの複製等)

第12条 甲は、第10条のソフトウェア使用許諾契約において認められている場合以外は、ソフトウェアの複製・改変を一切できない。

(ソフトウェアの滅却)

第13条 甲は、解約されたソフトウェア（記録媒体、パッケージおよび添付された取扱説明書ならびに第10条の使用許諾契約に認められている範囲で複製・改変したものを含む）について、解約日後ただちに滅却するものとし、解約日から1か月以内にその滅却を証明する「ソフトウェア滅却証明書」を丙に提出する。

第4章 共 通 事 項

(月額料金)

第14条 機器の賃貸借料およびソフトウェアの提供料（以下あわせて「月額料金」という。）は頭書記載の金額とする。ただし、賃貸借期間に1か月未満の端数が生じた場合は、当該月の暦日数を分母とする日割計算により算出する。

(消費税および地方消費税)

第15条 消費税額および地方消費税額（以下「消費税額等」という。）は、前条に定める月額料金ならびにこの契約に基づき甲が乙または丙に支払うべき費用の金額に対し、消費税法第28条第1項および第29条ならびに地方税法第72条の82および第72条の83の規定に基づき算出する。

2 消費税額等の算出に際して、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

(月額料金の取引金額の請求および支払)

第16条 丙は、月額料金および消費税額等について、使用月の翌月初めに請求を行い、甲は支払請求書を受領した日から30日以内に、丙に支払う。

2 甲の責に帰する事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、丙は、その請求金額につき、年2.5%の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(技術指導等)

第17条 この契約に定める機器ならびにソフトウェアに関し、甲が必要とする技術指導およびバージョンアップ等に要する費用は、甲の負担とする。

(善良なる管理者の注意等)

第18条 甲は、機器の据付場所をあらかじめ機器製造会社の定める基準により機器のために良好な環境に保持すること等、善良なる管理者の注意をもって機器およびソフトウェアを管理する。

2 甲は、機器の使用に際しては、それらに添付される取扱説明書等に定めるとおりの用法および用途にのみ使用する。

3 甲は、機器およびこの契約に基づく賃借権等を第三者の権利の目的物とすることはできない。

4 甲は、この契約に定めるソフトウェアおよびその複製物を第三者に提供してはならない。

(損害賠償)

第19条 丙は、甲の故意または過失によって、機器およびソフトウェアに盗難、滅失、毀損等の事故が発生し、損害を受けた場合、甲に対してその賠償を請求することができる。

(立入権および秘密保持)

第20条 乙および丙は、甲の承諾を得た上で乙、丙および丙が業務を委託した保守会社

等の従業員を、機器およびソフトウェアの納入、管理または機器の保守等の為、甲立会いのもと機器の設置場所に立入らせることができる。この場合、乙、丙および保守会社等は、当該従業員に必ず身分証明書を携行させる。

2 乙、丙および保守会社は、前項の立入に際して知得した甲の業務上の秘密を外部に漏洩してはならない。

(通知義務)

第21条 次の場合、甲は、遅滞なく乙および丙に通知しなければならない。

(1) 機器およびソフトウェアにつき、乙および丙の権利を侵害するような事態が発生したとき、またはそのおそれがあるとき

(2) 機器およびソフトウェアにつき、盗難、滅失、毀損等の事故が発生したとき

(期間満了後の措置等)

第22条 甲は、期間満了したときは、速やかに当該機器を乙を通じ丙に返還するものとする。ただし、機器の措置についてあらかじめ定めた方法がある場合は、甲、乙及び丙は当該方法により処理できるものとする。

(契約の解約)

第23条 甲は、この契約に定める機器およびソフトウェアの全部または一部を解約しようとする場合は、解約しようとする日の3か月前までに乙および丙に文書にて申出る。

2 乙又は丙が次のいずれかに該当するときは、前項の規定に係らず、甲はこの契約を解除することができる。

ア 役員等（乙又は丙が個人である場合にはその者を、乙又は丙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは物品調達等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 調達その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙又は丙が、アからオまでのいずれかに該当する者を調達その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙又は丙に対して当該契約の解除を求め、乙又は丙がこれに従わなかったとき。

（契約の不履行）

第24条 甲または乙および丙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約に定める債務を履行しない場合には、文書をもって催告を行ったのち、この契約を解除することができる。この場合において甲または乙および丙は、相手方から損害を受けたときは、その損害の賠償を相手方に請求することができる。

（特約条項）

第25条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、丙に支払う月額料金について減額又は削除されたときは、契約を変更又は解除することができる。この場合において、甲が、丙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙丙間で協議して定める。

（協 議）

第26条 この契約に定めない事項またはこの契約の履行について疑義が生じた場合は、甲乙丙間で協議して決定する。

（個人情報の保護）

第27条 乙及び丙は、この契約を履行するための個人情報の取り扱いについては、木津川市個人情報保護条例第14条の規定を遵守し、別紙、個人情報保護に関する特記仕様書のとおり個人情報を保護しなければならない。

この契約締結の証として本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 京都府木津川市木津南垣外110番地9

木 津 川 市

木津川市長 河 井 規 子

乙

丙